宿泊税の制度改正について

宿泊税の制度改正について

▶ 令和6年9月定例会において、大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例が可決され、法定外目的税(宿泊税)の変更について総務大臣との協議を行い、令和7年2月18日に同意を得る。改正後の制度は、 令和7年9月1日から適用開始。

<制度改正の概要>

	現行(~R7.8.31)		改正後(R7.9.1~)	
免税点	7,000円		<u>5,000円</u>	
税率	宿泊料金(1人1泊)	税率	宿泊料金 (1人1泊)	税率
	7,000円以上15,000円未満	100円	5,000円以上 15,000円未満	200円
	15,000円以上20,000円未満	200円	15,000円以上20,000円未満	400円
	20,000円以上	300円	20,000円以上	<u>500円</u>
課税免除制度	修学旅行生 ※万博期間(R7.4.1~10.31)に限定した課税免除		修学旅行生 ※万博期間終了後(R7.11以降)も課税免除を継続	

<今後のスケジュール>

・令和7年 2月18日 総務大臣同意

・令和7年 2月28日 改正条例公布

・令和7年 3月~8月 制度周知・準備期間 <6ヶ月間>

・ 令和7年 9月 1日 改正条例施行(改正後の制度での課税(徴収)を開始)

参考:宿泊税の制度改正にかかる令和7年度の新たな取組み

- ■宿泊税システム改修費補助金【令和7年度当初予算額 565,074千円】《新規》 条例改正に伴い、宿泊施設における既存のレジシステム改修等に要する経費の一部を補助する。
- ■宿泊税認知度等調査【令和7年度当初予算額 9,719千円】《新規》 宿泊税の事業効果や課題を可視化し、観光客等のニーズに対応した施策の企画・立案等につなげるため、 宿泊税制度や大阪の観光に関する認知度・満足度等を調査する。
- ■宿泊税活用事業の見える化【令和7年度当初予算額 198千円】《新規》 宿泊税の使途や事業効果を可視化するため、宿泊税を活用した事業に広報用ステッカーを表示し、 受益者である観光客や府民に対しわかりやすく積極的にPRを行う。



〔参考:宿泊税活用事業広報用ステッカー〕

